

令和元 年 8 月 日

福島県知事

(所在地) 南相馬市原町区北町 522 番地
申請者(名 称) 特定非営利活動法人はらまちひばり
(代表者) 理事長 志賀 戊 印

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書

様式第2号記載の障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する届出書について、別紙のとおり福祉・介護職員等特定処遇改善計画書その他必要な書類を添えて届け出ます。

また、併せて労働基準法に違反していないことを届け出ます。

署名 (名 称) 特定非営利活動法人はらまちひばり
(代表者) 理事長 志賀 戊 印

(添付書類)

- ・福祉・介護職員等特定処遇改善計画書 (様式第2号)

様式第2号

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号 0 7 1 1 2 0 0 2 9 5

※ 複数の事業所を一括して提出する場合、事業所番号欄は記入不要。様式第2号(添付書類1)にて、一括して記載すること。

事業者・開設者	フリガナ 名称	トクテイヒエイリカツドウホウジンハラマチヒバリ 特定非営利活動法人はらまちひばり		
主たる事務所の所在地	〒975-0018 福島 都・道 府・県	南相馬市 原町区北町 522 番地		
	電話番号	0244-24-4123	FAX 番号	同左
事業所等の名称	フリガナ 名称	ハラマチヒバリワークセンター はらまちひばりワークセンター		提供するサービス 就労継続支援B型
	〒975-0018 福島 都・道 府・県	南相馬市 原町区北町 522 番地		
事業所の所在地	〒975-0018 福島 都・道 府・県	南相馬市 原町区北町 522 番地		
	電話番号	0244-24-4123	FAX 番号	同左
<p>【該当する場合のみ記入】 複数の事業所を一括して提出する場合、その内訳を記載すること。 特定加算(I) () 事業所 ※この場合、上記「提供するサービス」欄に「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) () 事業所 ※一体的に運営されている事業所(訪問系サービスや多機能型サービス等)の数はまとめて「1」とすること。 区分なし () 事務所</p> <p>【該当する場合のみ記入】 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)を運営している場合であって、算定する加算区分がサービス区分によって異なる場合はその内訳を示すこと。 特定加算(I) 【サービス区分: 居宅・重度・行動・同行・重包】 ※ この場合の当該事業所数は1とし、上記 (I) へカウントすること。 特定加算(II) 【サービス区分: 居宅・重度・行動・同行・重包】</p>				

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (① II 区分なし その他)		
②	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (① II III)		
③	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有 (福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算) 取得無 その他		
④	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
⑤	令和 年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	427,422 円		
⑥	賃金改善の見込額 (i - ii)	1,352,000 円		
	i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	33,365,250 円		
	ii) 初めて特定加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	32,013,250 円		
⑦	経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 (iii - iv) / v) * (人) について、⑦ (v) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	203,285 円・ (3.5 人)		
	iii) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	12,031,500 円		
	iv) 初めて特定加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	11,320,000 円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数 (常勤換算数。賃金改善を行わない者も含む。)	3.5 人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数・実人数)			
	0 人】			
⑧	他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii) * (人) について、⑧ (viii) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	84,276 円・ (7.6 人)		
	vi) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	21,333,750 円		
	vii) 初めて特定加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	20,693,250 円		
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数 (常勤換算数。賃金改善を行わない者も含む。)	7.6 人		
⑨	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi) * (人) について、⑨ (xi) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数等を記入。	円・ (人)		
	ix) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	円		
	x) 初めて特定加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 (実人数も可。賃金改善を行わない職員等も含む。)	0 人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)			
円】				
⑩	賃金改善実施期間	令和元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月		
※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。				
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	本年12月賞与から1ヵ月分支給に0.5~1ヵ月分を増額する。対象職員11.1人で1人あたり121,801円/年の改善を見込んでいる。⑦の「経験・技術のある障害福祉人材」とは当法人職員として研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の者とする。ただ法人設立からまだ8年目であり、また小規模なことから直ちに処遇改善を明確にすることが困難で一定期間を要すると考える。計画書に法人持ち出しの賃金改善額は含めていません。		

- ※ ①及び③について、本計画書において特定加算（Ⅰ）を算定する事業所分と特定加算（Ⅱ）を算定する事業所分を合わせて見込み額を算出し、一括して提出する場合は「その他」を選択すること。
- ※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。**同額は不可。**
- ※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず 全て に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 それぞれ1つ以上の取組を行うこと。	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む） ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る） ・ その他（)
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入 ○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ○ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ○ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他（)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ○ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他（)

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / ○予定 ・ 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定 ・ その他（)

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和元 年 8 月 日 (法人名)特定非営利活動法人はらまちひばり
(代表者名) 理事長 志賀 戊 印

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	特定非営利活動法人はらまちひばり
-----	------------------

都道府県(市町村)名

※様式第2号「福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)」の(1)

①及び③にて「その他」を選択した場合、本紙「サービス名」の欄にサービス名と加算区分(「I」、「II」又は「なし」のいずれか)を記載すること。

障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)	賃金改善額(見込額)
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
			円	円
①②③	それぞれの賃金改善額(見込額)	円	円	円
合計	—	—	A 円	B 円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の賃金改善額 (見込額)	②の賃金改善額 (見込額)	③の賃金改善額 (見込額)
北海道	円	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円	円
全国計	E 円	F 円	d 円	e 円	f 円

※ FはEを上回らなければならない。

※ Fはdからfの合計と一致しなければならない。

職員分類の変更特例に係る報告(令和元年度)

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに○をつけること。				
特例 a	<p>②他の障害福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、 ①経験・技能のある障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。</p>		<input checked="" type="radio"/> 該当 ・ <input type="radio"/> 非該当	
		該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数
	※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する予定人数を記載すること。	生活支援員	特に資格はないものの事業所の前身から22年間勤務しており、経験をもとに工賃向上等に寄与している。	1人
		生活支援員	準看として23年のほか、他障害事業所を含め12年の勤務経験を生かして利用者の保健衛生面でその特性を発揮している。	1人
		生活支援員(兼)職業指導員	社会福祉士は持たないが、他障害事業所を含め13年勤務し、現在は資源回収の責任者として工賃向上に寄与している。	1人
		生活支援員	他障害事業所を含め17年勤務し、サビ管研修を受講している。	1人
				人
				人
				人
				人
				人
			人	
		人		
特例 b	<p>③その他の職種に分類される職員について、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、②他の障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。</p>		<input checked="" type="radio"/> 該当 ・ <input type="radio"/> 非該当	
		該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	予定人数
	※ 該当の場合、該当する職員について、特性・理由及び当該特性に該当する予定人数を記載すること。	管理者(兼)職業指導員	管理者が職業指導員を兼務し、ほとんどを後者に従事。又、前職の高齢者施設で主要な研修(虐待防止等)を受講している。	1人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
			人	
		人		

※ 人数は実人数で記載してください。
 ※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。
 ※ 特例 a 及び特例 b ともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

福島県知事

(所在地)
届出者 (名称)
(代表者) 印

令和 年度福祉・介護職員等特定処遇改善変更届

令和 年 月 日に提出した福祉・介護職員等特定処遇改善届出書について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

(下記1～4の該当するものに○印を付けてください。)

- 1 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員等特定処遇改善計画書の作成単位の変更

【必要添付書類】

当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容 (任意様式)

- 2 当該申請に係る事業所等の増減 (新規指定・廃止)

※異動区分の該当するものに○印を付けてください。

異動区分	異動年月日	事業所番号	事業所名	加算対象サービス名
新規・廃止				

- 3 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合
変更内容 ()

【必要添付書類】

福祉・介護職員等特定処遇改善計画書や添付書類等 (変更内容を反映させたもの)

特別な事情に係る届出書（令和 年度）

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ			
	名称			
事業所等の名称	フリガナ		提供するサービス	
	名称			

1. 事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

--

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

--

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることにについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

--

令和 年 月 日（法人名）

（代表者名）

印

様式第5号

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和 年度)

福島県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号
----------------	-------

※ 複数の事業所を一括して提出する場合、事業所番号欄は記入不要。様式第5号(添付書類1)にて、一括して記載すること。

事業者・開設者	フリガナ 名称	-----		
主たる事務所の所在地	〒	都・道 府・県		
	電話番号		FAX 番号	
事業所等の名称	フリガナ 名称	-----		提供する サービス
事業所の所在地	〒	都・道 府・県		
	電話番号		FAX 番号	
複数の事業所ごとを一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 () 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし その他)		
②	賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
③	令和 年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)	円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v) * (人) について、⑤ (v) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	円・ (人)		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数 (常勤換算数)	人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	人】		
設定できない 場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業所等で加算額全体が少額である。 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。 その他 () 			
⑥	他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii) * (人) について、⑥ (viii) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	円・ (人)		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数 (常勤換算数)	人		
⑦	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi) * (人) について、⑦ (xi) のうち、実際に賃金を改善した職員の数を記入。	円・ (人)		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 (常勤換算数または実人数)	人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	円】		
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。			

- ※ ①について、本実績報告書において特定加算（Ⅰ）を算定する事業所分と特定加算（Ⅱ）を算定する事業所分を合わせて実績額を算出し、一括して提出する場合は「その他」を選択すること。
- ※ ④ i）については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと（任意の様式で可。）。
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。**同額は不可。**
- ※ ④ ii）の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス等事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名						
都道府県	福祉・介護職員等特定 処遇改善加算額	賃金改善所要額	①の賃金改善額	②の賃金改善額	③の賃金改善額	
北海道	円	円	円	円	円	
青森県	円	円	円	円	円	
岩手県	円	円	円	円	円	
宮城県	円	円	円	円	円	
秋田県	円	円	円	円	円	
山形県	円	円	円	円	円	
福島県	円	円	円	円	円	
茨城県	円	円	円	円	円	
栃木県	円	円	円	円	円	
群馬県	円	円	円	円	円	
埼玉県	円	円	円	円	円	
千葉県	円	円	円	円	円	
東京都	円	円	円	円	円	
神奈川県	円	円	円	円	円	
新潟県	円	円	円	円	円	
富山県	円	円	円	円	円	
石川県	円	円	円	円	円	
福井県	円	円	円	円	円	
山梨県	円	円	円	円	円	
長野県	円	円	円	円	円	
岐阜県	円	円	円	円	円	
静岡県	円	円	円	円	円	
愛知県	円	円	円	円	円	
三重県	円	円	円	円	円	
滋賀県	円	円	円	円	円	
京都府	円	円	円	円	円	
大阪府	円	円	円	円	円	
兵庫県	円	円	円	円	円	
奈良県	円	円	円	円	円	
和歌山県	円	円	円	円	円	
鳥取県	円	円	円	円	円	
島根県	円	円	円	円	円	
岡山県	円	円	円	円	円	
広島県	円	円	円	円	円	
山口県	円	円	円	円	円	
徳島県	円	円	円	円	円	
香川県	円	円	円	円	円	
愛媛県	円	円	円	円	円	
高知県	円	円	円	円	円	
福岡県	円	円	円	円	円	
佐賀県	円	円	円	円	円	
長崎県	円	円	円	円	円	
熊本県	円	円	円	円	円	
大分県	円	円	円	円	円	
宮崎県	円	円	円	円	円	
鹿児島県	円	円	円	円	円	
沖縄県	円	円	円	円	円	
全国計	E 円	F 円	d 円	e 円	f 円	

※ FはEを上回らなければならない。

※ Fはdからfの合計と一致しなければならない。

職員分類の変更特例に係る実績報告(令和 年度)

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに○をつけること。				
特例 a	<p>②他の障害福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、 ①経験・技能のある障害福祉人材に分類して処遇改善を実施した職員がいた。</p>		該当・非該当	
		該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用した理由)	人数
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
<p>※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する人数を記載すること。</p>				
特例 b	<p>③その他の職種に分類される職員について、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、②他の障害福祉人材に分類して処遇改善を実施した職員がいた。</p>		該当・非該当	
		該当職員の職種	該当職員の特性(特例を適用する理由)	人数
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
				人
<p>※ 該当の場合、該当する職員について、特性・理由及び当該特性に該当する人数を記載すること。</p>				

※ 人数は実人数で記載してください。
 ※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。
 ※ 特例 a 及び特例 b ともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。